

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年10月30日提出
【計算期間】	第19期 （自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日）
【ファンド名】	フォルティス日本中小型株オープン
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-5635-1605
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

このファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）上場株式のうち中小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。信託金の限度額は1,000億円です。

商品分類

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する方針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

< 商品分類表 >

単位型/追加型（ 1 ）	投資対象地域（ 2 ）	投資対象資産（収益の源泉）（ 3 ）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

- (1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- (2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産（ 4 ）	決算頻度	投資対象地域（ 5 ）	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり
債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式・中小型株）） 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	日々 その他	アフリカ 中近東（中東） エマージング		

- (4) 投資対象資産による区分でその他資産（投資信託証券（株式・中小型株））とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは主要投資対象のフォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの投資信託証券（受益証券）を通じて中小型株の株式を実質投資対象資産とします。
- (5) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

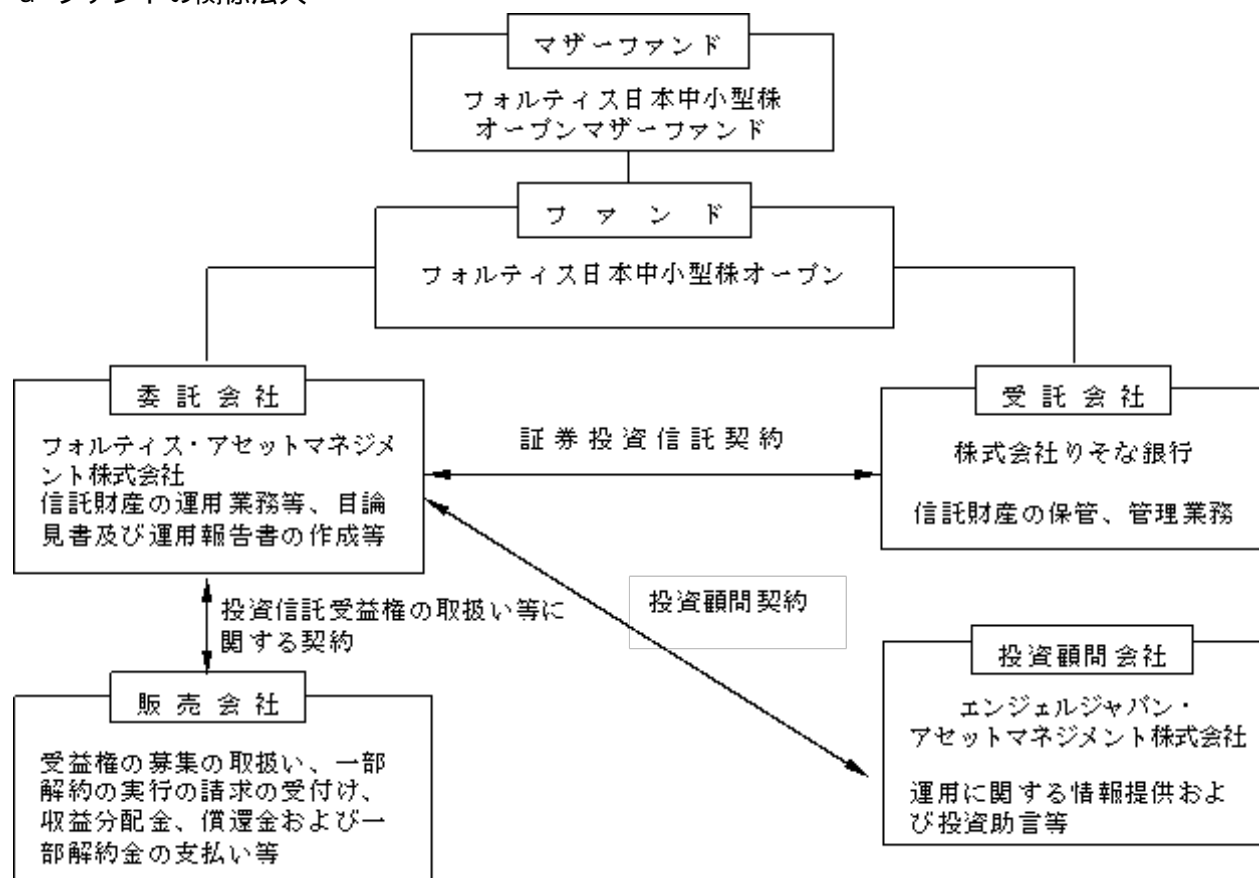
商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホーム

ページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

（２）【ファンドの仕組み】

a ファンドの関係法人



証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間では、証券投資信託契約を締結しております。信託契約期間は契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日までとなっております。

投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間では、受益権の募集、売り出しの取扱いおよび収益分配金、償還金の支払等に関する契約を締結しております。

契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、販売会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

b 委託会社等の概況

本書提出日現在の資本 4億円

金の額

沿革

平成 4年 1月 コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立

平成 4年 4月 証券投資顧問業の登録

平成 6年 5月 投資一任契約に係る業務の認可

平成 9年11月 コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更

平成 9年12月 証券投資信託委託業の免許（平成10年法改正により認可）取得

平成19年11月 フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成20年10月 フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

大株主の状況

（本書提出日現在）

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
Fortis Investment Management SA フォルティス・インベストメント ・マネジメント・エスエー	Avenue de l'Astronomie14, 1210 Brussels, Belgium ベルギー王国1210ブリュッセル、 アストロノミー通り14	8,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

このファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主 要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

b. 投資態度

親投資信託を通して、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株を主要な投資対象とします。

親投資信託受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。また、市況動向によっては有価証券への直接投資を行うこともあります。

株式以外の資産への実質投資割合（親投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

親投資信託の運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ご参考) フォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの投資態度

企業業績、株価ともに今後の成長性に注目し、潜在成長力が高いと見込まれる革新的な高成長企業の株式を厳選して分散投資します。

組入銘柄の選定にあたっては企業訪問によるボトムアップ・リサーチを基本とし、（イ）中長期高成長戦略の有無、妥当性、（ロ）短期的業績の信頼性、（ハ）企業経営者の理念、志、（ニ）財務面の裏付けなどを中心に成長性、収益性、安全性、革新性、株価水準を総合的に評価判断します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

本ファンドの運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてフォルティス日本中小型株オープンマザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

株券または新株引受権証書

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）

特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）

協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）

特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）

コマーシャル・ペーパー

新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。）

投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとしします。）

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

前記aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

前記aにかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の から までに掲げる金融商品により運用することができます。

c. その他の投資対象

信用取引の売付けができるものとします。ただし、売付けたものは買戻しまたは現渡しにより決済することができるものとします。

わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）

および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。）

ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。

わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。

異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとします。

一部解約金または再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができるものとします。

（３）【運用体制】

a 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

b 意思決定プロセス

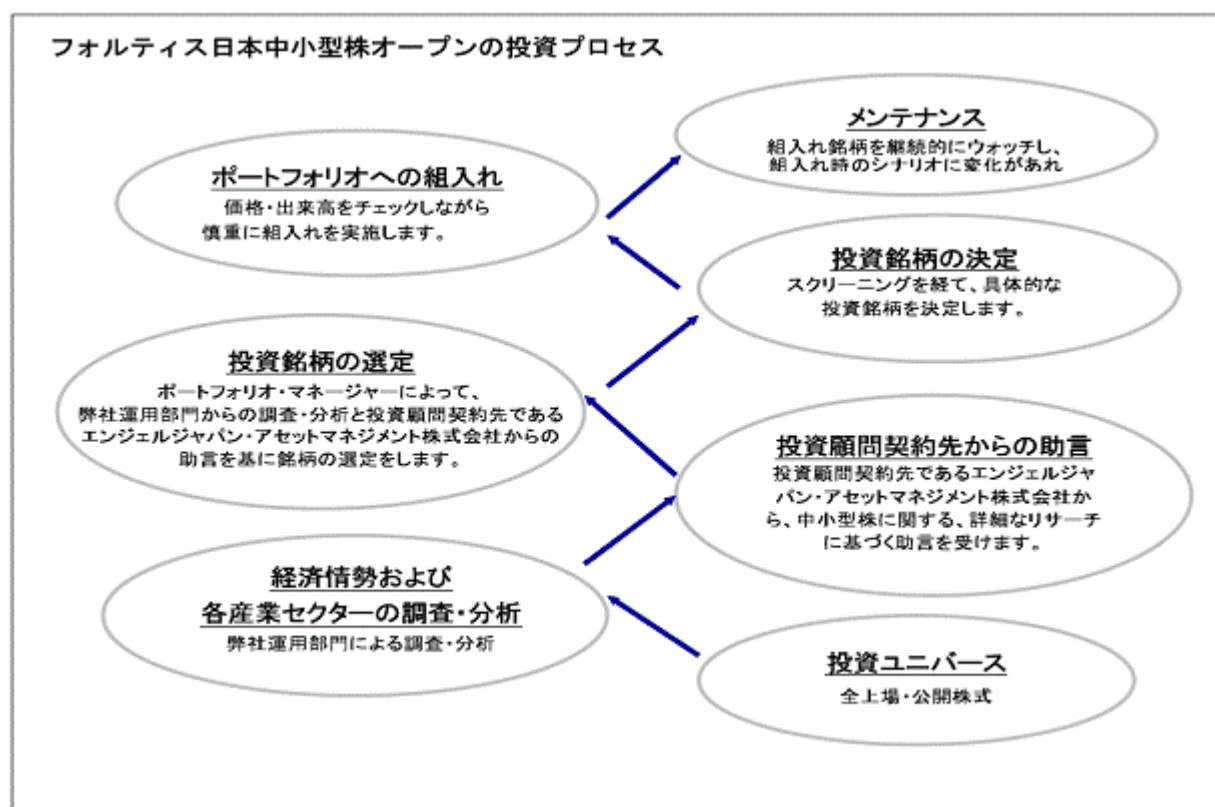
運用部門が内外の経済情勢および各産業セクターの調査・分析を行います。

投資顧問契約先である、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査・分析情報及び運用戦略情報の提供を受けます。

ファンドマネージャーは、上記 及び の情報に基づいて、実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の「（３）運用体制」は今後変更になる場合があります。



（４）【分配方針】

a. 収益分配方針

毎決算毎に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

b. 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

（イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額

（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

また、収益分配金のうち上記（イ）（ロ）によるものは普通分配金、（ハ）によるものは特別分配金（非課税）として支払います。

c. 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金の支払を開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、自動けいぞく投資コースの受益者の場合はその契約にしたがって計算期末の翌営業日に手取金をもって、当ファンドの買付を自動的に行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

A 信託約款に基づく投資制限

a. 親投資信託への投資割合は、制限を設けないものとします。

b. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えないものとします。

c. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d. 同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

g. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワッ

ブ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

h. 金利先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

i. 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する株式および公社債につき下記範囲内で貸付の指図を行うことができます。

（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

j. 資金の借入れ

委託会社は、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

B 法令に基づく投資制限

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。ありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失はすべてご投資家に帰属します。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

a ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主として株式などの値動きのある証券に投資するため、組入れ証券の価格の変動に伴うリスクがあります。当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は取引される株式数が少なく、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意事項>

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

b 投資リスクに対する管理体制

委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

パフォーマンス評価委員会

構成メンバー	運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

リスク管理委員会

構成メンバー	業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用部門の代表者
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限 / 責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額の0.3%を乗じた金額とします。解約によるご換金時にお支払いいただきます。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年10,000分の168（税抜年10,000分の160）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末に当該計算期末までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了時までに計上された金額を信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社：0.9975%（消費税込み 税抜き0.95）

販売会社：0.5775%（消費税込み 税抜き0.55）

受託会社：0.105%（消費税込み 税抜き0.1）

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（1） 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用（2） 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

委託会社は、前記の監査費用（１）及び法定書類等の費用（２）及び当該費用にかかる消費税等をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

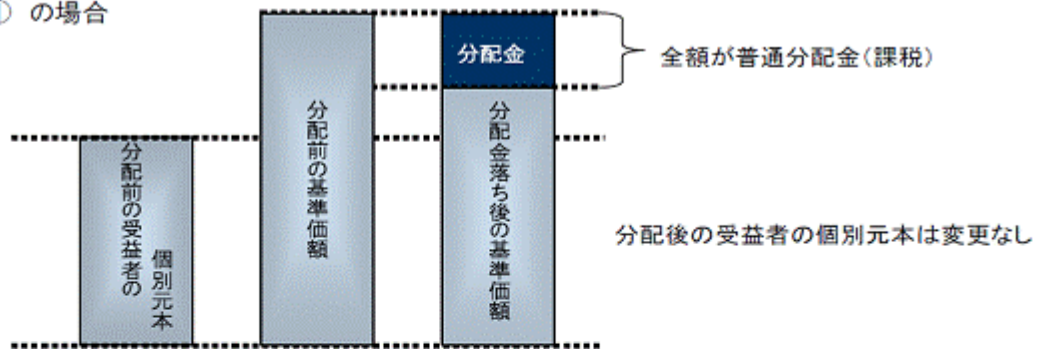
受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

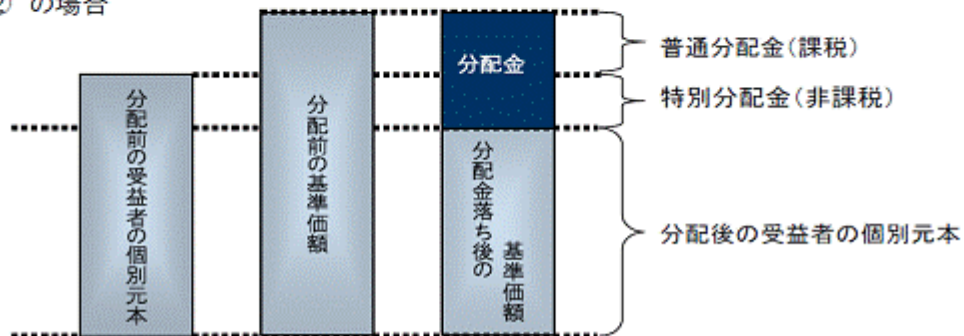
なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

① の場合



② の場合



個人、法人別の課税の取扱いについて

A 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年9月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	329,208,295	100.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		960,763	0.29
合計（純資産総額）		328,247,532	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成21年9月末日現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	フォルティス日本中小型株 オープンマザーファンド	671,990,806	0.4723 317,386,068	0.4899 329,208,295	100.29

B 種類別の投資比率

平成21年9月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.29

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年9月末日から平成21年9月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成12年７月31日）	1,143	1,143	8,364	8,364
第２期	（平成13年１月30日）	985	985	7,106	7,106
第３期	（平成13年７月30日）	784	784	5,644	5,644
第４期	（平成14年１月30日）	655	655	4,718	4,718
第５期	（平成14年７月30日）	678	678	4,932	4,932
第６期	（平成15年１月30日）	482	482	3,512	3,512
第７期	（平成15年７月30日）	56	56	4,074	4,074
第８期	（平成16年１月30日）	65	65	5,169	5,169
第９期	（平成16年７月30日）	140	140	6,666	6,666
第10期	（平成17年１月31日）	124	124	6,460	6,460
第11期	（平成17年８月１日）	105	105	7,968	7,968
第12期	（平成18年１月30日）	740	761	10,411	10,711
第13期	（平成18年７月31日）	611	611	7,940	7,940
第14期	（平成19年１月30日）	609	609	7,965	7,965
第15期	（平成19年７月30日）	496	496	6,622	6,622
第16期	（平成20年１月30日）	395	395	5,357	5,357
第17期	（平成20年７月30日）	372	372	5,136	5,136
第18期	（平成21年１月30日）	269	269	3,750	3,750
第19期	（平成21年７月30日）	324	324	4,508	4,508
	平成20年９月末日	323	-	4,471	-
	平成20年10月末日	254	-	3,542	-
	平成20年11月末日	269	-	3,746	-
	平成20年12月末日	279	-	3,886	-
	平成21年１月末日	269	-	3,750	-
	平成21年２月末日	250	-	3,490	-
	平成21年３月末日	247	-	3,472	-
	平成21年４月末日	250	-	3,519	-
	平成21年５月末日	291	-	4,082	-
	平成21年６月末日	319	-	4,446	-
	平成21年７月末日	325	-	4,527	-
	平成21年８月末日	330	-	4,641	-
	平成21年９月末日	328	-	4,663	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期計算期末	-
第 2 期計算期末	-
第 3 期計算期末	-
第 4 期計算期末	-
第 5 期計算期末	-
第 6 期計算期末	-
第 7 期計算期末	-
第 8 期計算期末	-
第 9 期計算期末	-
第10期計算期末	-
第11期計算期末	-
第12期計算期末	300
第13期計算期末	-
第14期計算期末	-
第15期計算期末	-
第16期計算期末	-
第17期計算期末	-
第18期計算期末	-
第19期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（％）
第 1 期	（平成12年 7 月31日）	16.4
第 2 期	（平成13年 1 月30日）	15.0
第 3 期	（平成13年 7 月30日）	20.6
第 4 期	（平成14年 1 月30日）	16.4
第 5 期	（平成14年 7 月30日）	4.5
第 6 期	（平成15年 1 月30日）	28.8
第 7 期	（平成15年 7 月30日）	16.0
第 8 期	（平成16年 1 月30日）	26.9
第 9 期	（平成16年 7 月30日）	29.0
第10期	（平成17年 1 月31日）	3.1
第11期	（平成17年 8 月 1 日）	23.3
第12期	（平成18年 1 月30日）	34.4
第13期	（平成18年 7 月31日）	23.7
第14期	（平成19年 1 月30日）	0.3
第15期	（平成19年 7 月30日）	16.9
第16期	（平成20年 1 月30日）	19.1
第17期	（平成20年 7 月30日）	4.1
第18期	（平成21年 1 月30日）	27.0
第19期	（平成21年 7 月30日）	20.2

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（参考情報：フォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの投資状況・投資資産）

（１）投資状況

平成21年9月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	911,217,700	97.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		24,729,228	2.64
合計（純資産総額）		935,946,928	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

A 評価額上位30銘柄

平成21年9月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額（円）	時価単価 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	株式	アスクル	小売業	17,300	1,710 29,583,000	1,950 33,735,000	3.60
2	日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	11,900	2,700 32,130,000	2,820 33,558,000	3.59
3	日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	14,500	1,771 25,679,500	2,290 33,205,000	3.55
4	日本	株式	ドン・キホーテ	小売業	15,000	1,948 29,220,000	2,130 31,950,000	3.41
5	日本	株式	あさひ	小売業	18,000	1,570 28,260,000	1,735 31,230,000	3.34
6	日本	株式	朝日インテック	精密機器	21,500	1,000 21,500,000	1,450 31,175,000	3.33
7	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	18,500	1,509 27,916,500	1,638 30,303,000	3.24
8	日本	株式	日本風力開発	卸売業	78	402,000 31,356,000	386,000 30,108,000	3.22
9	日本	株式	ユーシン精機	機械	19,000	1,538 29,222,000	1,565 29,735,000	3.18
10	日本	株式	富士製薬工業	医薬品	16,000	1,591 25,456,000	1,845 29,520,000	3.15
11	日本	株式	エフピコ	化学	6,100	4,274 26,070,236	4,650 28,365,000	3.03
12	日本	株式	カカコム	サービス業	85	375,744 31,938,223	330,000 28,050,000	3.00

13	日本	株式	ブックオフコーポレーション	小売業	20,000	1,083 21,660,000	1,346 26,920,000	2.88
14	日本	株式	シミック	サービス業	1,070	21,240 22,726,800	24,760 26,493,200	2.83
15	日本	株式	ワコム	電気機器	122	195,700 23,875,400	213,900 26,095,800	2.79
16	日本	株式	あみやき亭	小売業	162	157,500 25,515,000	154,800 25,077,600	2.68
17	日本	株式	日本高純度化学	化学	80	369,000 29,520,000	312,000 24,960,000	2.67
18	日本	株式	メック	化学	30,000	620 18,613,382	720 21,600,000	2.31
19	日本	株式	シンプレクス・テクノロジー	情報・通信業	504	43,650 21,999,600	42,750 21,546,000	2.30
20	日本	株式	沢井製薬	医薬品	4,000	5,020 20,080,000	5,200 20,800,000	2.22
21	日本	株式	メガチップス	電気機器	10,700	2,245 24,021,500	1,941 20,768,700	2.22
22	日本	株式	スカパーＪＳＡＴホールディングス	情報・通信業	500	35,904 17,952,022	41,250 20,625,000	2.20
23	日本	株式	ベネフィット・ワン	サービス業	270	84,800 22,896,000	76,200 20,574,000	2.20
24	日本	株式	ビジョン	その他製品	5,500	3,384 18,610,136	3,570 19,635,000	2.10
25	日本	株式	ぐるなび	サービス業	87	266,861 23,216,872	222,000 19,314,000	2.06
26	日本	株式	バルス	小売業	260	72,754 18,916,057	73,100 19,006,000	2.03
27	日本	株式	マクロミル	情報・通信業	140	134,345 18,808,316	134,500 18,830,000	2.01
28	日本	株式	米久	食料品	20,000	901 18,020,000	927 18,540,000	1.98
29	日本	株式	エムティーアイ	情報・通信業	74	213,459 15,795,941	243,000 17,982,000	1.92
30	日本	株式	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	サービス業	30,500	727 22,173,500	584 17,812,000	1.90

B 業種別の投資比率

平成21年9月末日現在

種類	国/地域	業種	投資比率（％）
株式	日本	小売業	21.99
		情報・通信業	18.18
		サービス業	18.05
		化学	8.70
		医薬品	5.38
		電気機器	5.01
		機械	4.57
		ガラス・土石製品	3.55
		その他製品	3.40
		精密機器	3.33
		卸売業	3.22
		食料品	1.98
		合計	97.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年1月12日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成12年1月28日 有価証券届出書効力発生、当ファンドの募集日

平成12年1月31日 信託契約締結

平成12年1月31日 当ファンドの設定

平成12年1月31日 当ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午前12時（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

お申込代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
一般コース	1万口以上 1万口単位	取得申込受付日の基準価額×お申込口数＝お申込金額。 これに、お申込口数によって定まる手数料（当該手数料額に係る消費税相当額が含まれています。）が加算された金額となります。
自動けいぞく 投資コース	1万円以上 1円単位	取得申込受付日の基準価額×お申込口数＝お申込金額 これに、お申込口数によって定まる手数料（当該手数料額に係る消費税相当額が含まれています。）がお申込金額の中で精算されます。

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- a 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益権または販売会社の所有に係る受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約請求の場合の受取金額は、解約請求日の基準価額から次の額を差引いた金額となります。

また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額（解約請求受付日の基準価額に0.3%乗じた金額）です。

- b 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社の指定する販売会社に対して受益権をもって行うものとし、
- c 一部解約の申込は委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午前12時（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該

受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

- d 解約請求の場合の受取金額は、請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。
- e 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

b 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.fortis-am.com）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は原則として無期限とします。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は毎年1月31日から7月30日まで、および7月31日から翌年1月30日までとすることを原則とします。前述にかかわらず、前述の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときには、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

() ファンドの償還条件

- a (イ) 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべ

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) (ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b (イ) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) (ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- c (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記()約款の変更にしたがいます。
- d 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- e 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款第53条の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定す

る販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ ）信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（ ）約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ ）委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（ ）信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ ）契約書などにつきましては、第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 （2）ファンドの仕組みに記載してあります。

（ ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a 分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

c 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

d 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

e 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

f 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

g 投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「（５）その他（ ）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（ ）信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

h 異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「（５）その他（ ）ファンドの償還条件」または「（ ）信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

i 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第18期計算期間（平成20年7月31日から平成21年1月30日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第19期計算期間（平成21年1月31日から平成21年7月30日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、第19期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（平成20年7月31日から平成21年1月30日まで）及び、第19期計算期間（平成21年1月31日から平成21年7月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フォルティス日本中小型株オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (平成21年 1 月30日現在)	第19期 (平成21年 7 月30日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	269,444,671	324,508,133
未収入金	2,595,354	2,354,588
流動資産合計	272,040,025	326,862,721
資産合計	272,040,025	326,862,721
負債の部		
流動負債		
未払解約金	103,362	125,610
未払受託者報酬	154,841	142,712
未払委託者報酬	2,322,630	2,140,584
その他未払費用	114,150	71,292
流動負債合計	2,694,983	2,480,198
負債合計	2,694,983	2,480,198
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 718,317,374	1, 2 719,612,207
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3 448,972,332	3 395,229,684
(分配準備積立金)	50,945,793	49,639,050
元本等合計	269,345,042	324,382,523
純資産合計	269,345,042	324,382,523
負債純資産合計	272,040,025	326,862,721

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 平成20年 7 月31日 至 平成21年 1 月30日	第19期 自 平成21年 1 月31日 至 平成21年 7 月30日
営業収益		
受取利息	2	-
有価証券売買等損益	97,588,140	56,251,326
営業収益合計	97,588,138	56,251,326
営業費用		
受託者報酬	154,841	142,712
委託者報酬	2,322,630	2,140,584
その他費用	114,150	71,292
営業費用合計	2,591,621	2,354,588
営業利益又は営業損失（ ）	100,179,759	53,896,738
経常利益又は経常損失（ ）	100,179,759	53,896,738
当期純利益又は当期純損失（ ）	100,179,759	53,896,738
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,558,513	105,778
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	352,319,838	448,972,332
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,438,419	11,776,620
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,438,419	11,776,620
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,469,667	11,824,932
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,469,667	11,824,932
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	448,972,332	395,229,684

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第18期 自 平成20年7月31日 至 平成21年1月30日	第19期 自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期 (平成21年1月30日現在)	第19期 (平成21年7月30日現在)
1 期首元本額	724,395,309 円	718,317,374 円
期中追加設定元本額	9,165,616 円	20,114,883 円
期中解約元本額	15,243,551 円	18,820,050 円
2 計算期間末日における受益権の総数	718,317,374 口	719,612,207 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、その 差額は、448,972,332円であり ます。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、その 差額は、395,229,684円であり ます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 平成20年7月31日 至 平成21年1月30日	第19期 自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(45,481,298円)及び分配準備積立金(50,945,793円)より分配対象収益は96,427,091円(1万口当たり1,342.39円)ですが、分配は行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46,978,585円)及び分配準備積立金(49,639,050円)より分配対象収益は96,617,635円(1万口当たり1,342.63円)ですが、分配は行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 (平成21年1月30日現在)	第19期 (平成21年7月30日現在)
	貸借対照表計上額 当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額 当計算期間の損益に 含まれた評価差額

親投資信託 受益証券	269,444,671 円	94,443,812 円	324,508,133 円	56,821,559 円
合計	269,444,671 円	94,443,812 円	324,508,133 円	56,821,559 円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第18期（平成21年1月30日現在）

該当事項はありません。

第19期（平成21年7月30日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期（自 平成20年7月31日 至 平成21年1月30日）

該当事項はありません。

第19期（自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第18期 （平成21年1月30日現在）		第19期 （平成21年7月30日現在）	
1口当たり純資産額	0.3750 円	1口当たり純資産額	0.4508 円
（１万口当たり純資産額	3,750 円）	（１万口当たり純資産額	4,508 円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	銘柄	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	フォルティス日本中小型株 オープンマザーファンド	687,080,528 円	0.4723 円	324,508,133 円
合計		687,080,528 円		324,508,133 円

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「フォルティス日本中小型株オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス日本中小型株オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	（平成21年1月30日現在）	（平成21年7月30日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		427,158	744,252
コール・ローン		23,913,292	23,110,626
株式		743,605,800	893,836,200
未収入金		3,168,404	2,610,886
未収配当金		828,500	1,856,000
未収利息		32	31
流動資産合計		771,943,186	922,157,995
資産合計		771,943,186	922,157,995
負債の部			
流動負債			
未払金		3,096,396	6,655,868
未払解約金		6,767,881	6,057,725
流動負債合計		9,864,277	12,713,593
負債合計		9,864,277	12,713,593
純資産の部			
元本等			
元本	1, 4	1,954,011,182	1,925,600,063
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	3	1,191,932,273	1,016,155,661
元本等合計		762,078,909	909,444,402
純資産合計		762,078,909	909,444,402
負債純資産合計		771,943,186	922,157,995

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年7月31日 至 平成21年1月30日	自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日
有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、金融商品取引所等における最終相場 （最終相場がないものについては、それ に準ずる価額）、金融商品取引所等の発 表する基準値段又は金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて評価 しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年1月30日現在)	(平成21年7月30日現在)
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	2,161,881,376 円	1,954,011,182 円
同期中における追加設定元本額	7,473,406 円	16,564,115 円
同期中における解約元本額	215,343,600 円	44,975,234 円
2 同期末における元本の内訳		
フォルティス日本中小型株オープン	690,883,772 円	687,080,528 円
MUWM-中小型新成長株ファンド	1,263,127,410 円	1,238,519,535 円
計	1,954,011,182 円	1,925,600,063 円
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は、1,191,932,273円で あります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は1,016,155,661円で あります。
4 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権の総数	1,954,011,182 口	1,925,600,063 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年1月30日現在)		(平成21年7月30日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	743,605,800 円	189,061,168 円	893,836,200 円	145,279,097 円
合計	743,605,800 円	189,061,168 円	893,836,200 円	145,279,097 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

(平成21年7月30日現在)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成20年7月31日 至 平成21年1月30日）

該当事項はありません。

（自 平成21年1月31日 至 平成21年7月30日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

（平成21年1月30日現在）		（平成21年7月30日現在）	
1口当たり純資産額	0.3900円	1口当たり純資産額	0.4723円
（１万口当たり純資産額	3,900円）	（１万口当たり純資産額	4,723円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数（株）	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
あみやき亭	162	157,500	25,515,000	
沢井製薬	4,000	5,020	20,080,000	
富士製薬工業	16,000	1,591	25,456,000	
シンプレクス・テクノロジー	687	43,650	29,987,550	
ワークスアプリケーションズ	425	69,300	29,452,500	
プロトコーポレーション	11,900	2,700	32,130,000	
セプテーニ・ホールディングス	150	50,500	7,575,000	
あさひ	9,000	3,140	28,260,000	
ブックオフコーポレーション	20,000	1,083	21,660,000	
米久	20,000	901	18,020,000	
日本風力開発	78	402,000	31,356,000	
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	30,500	727	22,173,500	
バルス	205	72,000	14,760,000	
アスクル	17,300	1,710	29,583,000	
ぐるなび	62	279,400	17,322,800	
ソネット・エムスリー	55	331,000	18,205,000	
ベネフィット・ワン	270	84,800	22,896,000	
カカクコム	80	378,000	30,240,000	
システムプロ	309	44,850	13,858,650	
エプロ	85	141,300	12,010,500	
シミック	1,070	21,240	22,726,800	
大黒天物産	3,000	1,810	5,430,000	
ワコム	122	195,700	23,875,400	
エムティーアイ	67	213,900	14,331,300	
イー・アクセス	330	73,600	24,288,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	460	35,500	16,330,000	
ピジョン	4,200	3,360	14,112,000	
エフピコ	6,000	4,270	25,620,000	
ハイビック	85,300	124	10,577,200	

朝日インテック	21,500	1,000	21,500,000	
サイゼリヤ	18,500	1,509	27,916,500	
ドン・キホーテ	15,000	1,948	29,220,000	
ラウンドワン	14,000	877	12,278,000	
メガチップス	10,700	2,245	24,021,500	
ヤフー	160	32,200	5,152,000	
ユーシン精機	19,000	1,538	29,222,000	
THK	2,400	1,505	3,612,000	
石井表記	2,000	1,460	2,920,000	
ディスコ	1,300	4,770	6,201,000	
MARUWA	14,500	1,771	25,679,500	
日本高純度化学	80	369,000	29,520,000	
メック	28,000	619	17,332,000	
ジュピターテレコム	235	79,900	18,776,500	
ダイセキ	2,000	2,055	4,110,000	
ネットワンシステムズ	170	167,900	28,543,000	
合計	381,362		893,836,200	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年9月末日

資産総額	329,245,057 円
負債総額	997,525 円
純資産総額（ - ）	328,247,532 円
発行済数量	704,007,040 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4663 円
（1万口当たりの純資産額	4,663 円）

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成12年1月31日)から第19期末(平成21年7月30日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,377,339,866	10,339,751
第2期	35,651,139	17,033,885
第3期	9,628,087	5,789,680
第4期	870,387	2,161,669
第5期	1,632,665	14,308,570
第6期	1,244,336	3,096,536
第7期	746,172	1,236,964,800
第8期	2,915,880	15,504,922
第9期	89,777,370	3,890,229
第10期	6,164,329	24,739,645
第11期	1,973,159	61,967,316
第12期	617,319,967	38,565,970
第13期	132,573,559	73,451,374
第14期	72,110,695	77,851,144
第15期	54,003,057	70,007,538
第16期	29,652,044	41,248,545
第17期	7,398,536	19,684,365
第18期	9,165,616	15,243,551
第19期	20,114,883	18,820,050

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a 資本の額

本書提出日現在の資本金の額	4億円
会社が発行する株式総数	13,000株
発行済株式総数	8,000株
平成13年 9月 資本金を2,750百万円に増資	
平成14年12月 資本金を400百万円に減資	

b 委託会社等の機構

(1) 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、その他の役付取締役を選任することができます。また、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役の全員に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会の招集通知は1週間前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の「(2) 運用体制」は今後変更になる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月末日現在のファンド数は89本、純資産総額は290,949百万円です。

追加型株式投資信託	65本
単位型株式投資信託	24本

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）及び第18期事業年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の財務諸表並びに第19期中間会計期間（自平成21年1月1日至21年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第17期 (平成19年12月31日現在)	第18期 (平成20年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	710,398	1,677,352
未収委託者報酬	384,917	634,540
未収投資顧問料	173,013	-
未収運用受託報酬	-	316,391
未収投資助言報酬	-	24,696
未収収益	-	119,251
繰延税金資産	517,732	88,913
前払費用 * 2	13,282	23,367
立替金	7,807	29,844
未収還付法人税等	-	108,358
未収還付消費税等	-	44,158
その他流動資産	34,039	26,053
流動資産計	1,841,192	3,092,928
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 * 1	12,379	124,013
工具器具備品 * 1	9,675	67,263
有形固定資産計	22,055	191,276
無形固定資産		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	496	401
のれん	-	488,000
無形固定資産計	1,663	489,568
投資その他の資産		
長期差入保証金	55,561	229,414
投資有価証券	6,445	773
繰延税金資産	1,408,611	355,655
投資その他の資産計	1,470,617	585,842
固定資産計	1,494,336	1,266,687
資産合計	3,335,528	4,359,616

負債の部

流動負債

未払手数料	215,469	586,869
その他未払金 * 2	5,558	-
未払費用	81,534	105,551
関係会社未払金 * 2	-	26,894
未払法人税等	1,859,500	-
未払消費税等	1,216	-
預り金	26,067	44,213
賞与引当金	69,530	277,225
関係会社借入金 * 2	-	1,300,000
その他流動負債	1,685	85,318
流動負債計	2,260,562	2,426,073

固定負債

退職給付引当金	34,975	13,921
固定負債計	34,975	13,921

負債合計

2,295,538	2,439,994
-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金 * 3	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	41,006	1,057,867
資本剰余金計	41,006	1,057,867

利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	599,734	461,754
利益剰余金計	599,734	461,754

株主資本計	1,040,740	1,919,621
-------	-----------	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	749	-
評価・換算差額等合計	749	-

純資産合計	1,039,990	1,919,621
-------	-----------	-----------

負債・純資産合計	3,335,528	4,359,616
----------	-----------	-----------

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第17期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日)	第18期 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,223,062	1,798,129
投資顧問料	363,042	-
運用受託報酬	-	654,464
投資助言報酬	-	12,105
その他営業収益	19,640	234,429
営業収益計	1,605,745	2,699,129
営業費用		
支払手数料	348,598	725,063
公告費	-	6,331
広告宣伝費	8,767	2,403
受益証券発行費	62,870	35,905
調査費		
調査費	68,087	117,182
委託調査費	408,897	618,330
委託計算費	33,211	48,331
営業雑経費		
通信費	8,067	16,514
諸会費	547	-
協会費	-	1,830
その他	1,810	1,618
営業費用計	940,859	1,573,512
一般管理費		
給料		
役員報酬	45,150	60,940
役員賞与	12,818	-
給料・手当	214,169	546,600
賞与	22,985	17,153
賞与引当金繰入額	69,530	150,056
交際費	438	6,984
旅費交通費	7,217	39,358
租税公課	25,676	3,235
不動産賃借料	49,370	112,694

退職給付費用	6,567	19,243
固定資産減価償却費	5,383	23,081
のれん償却費	-	34,857
諸経費 * 1	83,362	243,857
一般管理費計	542,672	1,258,061
営業利益又は営業損失（ ）	122,213	132,445
営業外収益		
受取利息	-	1,700
雑収入	8,432	21,682
営業外収益計	8,432	23,382
営業外費用		
支払利息 * 1	-	21,903
支払保証料	62	150
投資有価証券売却損	-	4,294
投資有価証券評価損	9,805	1,226
為替差損	310	42,385
雑損失	7,444	3,078
営業外費用計	17,622	73,038
経常利益又は経常損失（ ）	113,024	182,101
特別利益		
退職給付引当金戻入益	714	12,706
その他特別利益	72	-
特別利益計	786	12,706
特別損失		
固定資産除却損 * 3	26,270	10,487
本社移転関連費用	17,085	61,627
組織改編関連費用	-	161,104
退職給付制度間の移行に伴う損失	-	44,881
特別損失計	43,355	278,101
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	70,455	447,497
法人税、住民税及び事業税 * 2	1,858,446	1,205
法人税等調整額	1,831,102	1,481,774
法人税等合計	27,342	1,482,980
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,112	1,930,477

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第17期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日)	第18期 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	41,006	41,006
当期変動額		
企業結合による増加	-	1,016,861
当期末残高	41,006	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	556,622	599,734
当期変動額		
企業結合による増加	-	1,792,497
当期純利益又は当期純損失（　）	43,112	1,930,477
当期変動額合計	43,112	137,979
当期末残高	599,734	461,754
株主資本合計		
前期末残高	997,628	1,040,740
当期変動額		
企業結合による増加	-	2,809,358
当期純利益又は当期純損失（　）	43,112	1,930,477
当期変動額合計	43,112	878,881
当期末残高	1,040,740	1,919,621
評価・換算差額等		
株式等評価差額金		
前期末残高	489	749
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	260	749
当期末残高	749	-
純資産合計		
前期末残高	997,139	1,039,990
当期変動額		
企業結合による増加	-	2,809,358
当期純利益又は当期純損失（　）	43,112	1,930,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	260	749
当期変動額合計	42,852	879,630
当期末残高	1,039,990	1,919,621

重要な会計方針

科目	期別 第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 平成19年 3 月31日以前に取得 したもの 旧定率法によっております。 平成19年 4 月 1 日以降に取得 したもの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次の通り です 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の 一部を改正する法律」平成19年 3 月 30日法律第 6 号及び「法人税法施行 令の一部を改正する政令」平成19年 3 月30日政令第83号）に伴い、平成 19年 4 月 1 日以降に取得した有形固 定資産の減価償却の方法は、改正後 の同法に定める「定率法」によっ ております。これによる財務諸表に与 える影響額は軽微であります。	(1) 有形固定資産 同左 -----

科目	期別 第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
3. 引当金の計上基準	(追加情報) なお、平成19年 3 月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。 (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支払見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。	(2) 無形固定資産 同左 また、のれんについては、5 年間の期間均等償却しております。 (1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (追加情報) 当社は平成20年10月 1 日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定給付型制度（キャッシュプラン）及び確定拠出型制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引当金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度間の移行に伴う損失」として計上しております。

期別 科目	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
6．決算日の変更に関する事項	平成19年10月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。そのため、移行期である当事業年度は平成19年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。	-----

会計方針の変更

第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
	（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
-----	平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は173,013千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。 なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第17期 （平成19年12月31日現在）	第18期 （平成20年12月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 202千円 工具器具備品 6,324 * 2 関係会社に対する資産及び負債 前払費用 7,775千円 その他未払金 609 * 3 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 13,000株 発行済株式総数 普通株式 8,000株	* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 8,201千円 工具器具備品 35,487 * 2 関係会社に対する資産及び負債 関係会社借入金 1,300,000千円 関係会社未払金 26,894 * 3 授権株式数及び発行済株式総数 同左

注記事項

（損益計算書関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
* 1 関係会社との取引 金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。 * 2 法人税等 法人税等1,858,446千円のうち法人税は1,271,140千円、住民税は267,138千円、事業税は320,167千円であります。 * 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。 建物附属設備 18,971千円 工具器具備品 7,329	* 1 関係会社との取引 支払利息 21,903千円 * 2 法人税等 法人税等1,205千円は住民税であります。 * 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。 建物附属設備 6,365千円 工具器具備品 3,985 無形固定資産 136

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	同左
重要性が乏しいため、記載を省略しております。	

（有価証券関係）

１．その他有価証券で時価のあるもの

第17期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	1,250	749
	小計	2,000	1,250	749
合計		2,000	1,250	749

第18期（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	773	1,226
	小計	2,000	773	1,226
合計		2,000	773	1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

第17期（自 平成19年４月１日 至 平成19年12月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第18期（自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
90,000	-	4,294

３．投資有価証券のうち非上場有価株式の内容

第17期（自 平成19年４月１日 至 平成19年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	5,195

投資有価証券のうち、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる有価証券について、9,805千円の減損処理をしております。

第18期（自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日）

（退職給付関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日																
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>34,975千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>34,975千円</td></tr> </table> （注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>6,567千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,567千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	退職給付債務	34,975千円	退職給付引当金	34,975千円	勤務費用	6,567千円	退職給付費用	6,567千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月1日に従来の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>13,921千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>13,921千円</td></tr> </table> （注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>19,243千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>19,243千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	退職給付債務	13,921千円	退職給付引当金	13,921千円	勤務費用	19,243千円	退職給付費用	19,243千円
退職給付債務	34,975千円																
退職給付引当金	34,975千円																
勤務費用	6,567千円																
退職給付費用	6,567千円																
退職給付債務	13,921千円																
退職給付引当金	13,921千円																
勤務費用	19,243千円																
退職給付費用	19,243千円																

（税効果会計関係）

第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
税務上の営業権計上額 1,742,974	税務上の営業権計上額 1,394,379
未払事業税 137,929	繰越欠損金 552,440
賞与引当金損金不算入額 28,279	賞与引当金損金不算入額 112,802
退職給付引当金損金不算入額 14,231	組織改編関連費用損金不算入額 34,716
その他 2,928	未払費用損金不算入 22,273
繰延税金資産合計 1,926,343	退職給付引当金損金不算入額 5,664
繰延税金負債合計 -	その他 1,880
繰延税金資産の純額 1,926,343	繰延税金資産小計 2,124,157
	評価性引当額 1,671,008
	繰延税金資産合計 453,148
	繰延税金負債
	未収事業税 8,580
	繰延税金資産の純額 444,568
当社は連結納税制度を採用しているフォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社の完全子会社となったため、第18期事業年度より連結納税へ加入しております。これにより、加入直前事業年度に当たる当期末において、税務上、営業権4,283,545千円を加算調整しております。	
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 7.7	評価性引当額の変動 367.1
評価性引当額の変動 16.0	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5
住民税均等割 5.7	住民税均等割 0.3
その他 0.7	その他 2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率 331.3

（関連当事者との取引）

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

1．平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間における関連当事者との取引状況

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG (注1)	フランクフルト市ドイツ	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有 間接 100%	兼任1名	なし	預金 (注2)	千円 -	-	千円 -
								不動産賃借料の支払 (注3)	千円 1,211	-	千円 -
								保証料の支払 (注4)	千円 62	-	千円 -
								保証債務 (被保証) (注4)	千円 25,000	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。

（注2）預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生しておりません。

（注3）賃借料は、実勢価格によっております。

（注4）支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。

（注5）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	フランクフルト市ドイツ	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用資産運用業	-	なし	情報提供契約 投資顧問契約	情報提供料の受取 (注1)	千円 4,511	-	千円 -
								投資顧問報酬の支払 (注2)	千円 8,468	-	千円 -
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ市ルクセンブルグ	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・管理業	-	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取 (注4)	千円 4,307	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。

（注2）投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。

（注3）情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。

（注4）投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注5）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間の

ものであります。

２．平成19年11月１日から平成19年12月31日までの期間における関連当事者との取引状況

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社	東京都千代田区	千円 200,000	純粋持株会社	被所有直接 100%	兼任２名	グループ管理会社	不動産賃借料の支払（注１）	千円 13,466	前払費用	千円 7,775
										その他未払金	千円 609
								リース料等の支払（注１）	千円 17,605	-	千円 -
								社員の出向者受け入れ	千円 4,582	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注３）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月１日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	千円 449,000	投資顧問会社	-	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 1,710	その他未払金	千円 3,736

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注３）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月１日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

第18期（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ マネジメントエス・エー	ブリュッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任 1 名	グループ 管理会社	マネー ジメン トサー ビス	千円 24,213	関係会 社未払 金	千円 24,213
親会社	フォルティス 銀行東京支店	東京都 港区	千香港ドル 9,374,878	銀行業	-	なし	資金の借 入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会 社借入 金 関係会 社未払 金	千円 1,300,000 2,681

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注 1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注 2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエス・アムロ アセットマネジメント アジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業	-	兼任 1 名	その他情 報提供 サービス	その他営業 収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 (注 4)	未収収 益 未払費 用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ルクセンブルク	ルクセン ブルグ市 ルクセン ブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業	-	なし	投資一任 契約	運用受託報 酬	千円 169,822	未収運 用受託 報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント ネザerland	アムステ ルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業	-	なし	投資助言 契約	その他営業 収益 委託調査費	千円 73,800 9,352	未収収 益 未払費 用	千円 111,429 9,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注 1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注 2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注 3）上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（注 4）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年 8 月 1 日から平成20年12月31日までの期間のものであります。

（企業結合等関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
-----	（共通支配下の取引等） フォルティス・アセットマネジメント株式会社 とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併 フォルティス・アセットマネジメント株式会社 とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年8月8日付で合併契約を締結し、平成20年8月8日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月1日に合併いたしました。 （1）企業結合の概要 1）結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 2）企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 3）企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	4) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。 なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施した会計処理の概要 本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。 （パーチェス法関係） フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのエービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲受 (1) 企業結合の概要（事業譲受） 1) 取得した事業の内容 投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務 2) 企業結合を行った理由 日本における経営の効率化、合理化を進めるため、フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。 3) 企業結合の日 平成20年8月31日 4) 企業結合の法的形式 事業譲受

第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
	(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間 平成20年 9 月 1 日から平成20年12月31日 (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳 取得原価：522,857千円 (4) 発生したのれんの金額等 のれん：522,857千円 発生原因： 今後の事業貢献により期待される超過収益額 償却方法及び償却期間： 5 年間の定額法により償却しております。

(1 株当たり情報)

第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
1 株当たり純資産額 129,998.85円 1 株当たり当期純利益 5,389.07円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1 株当たり純資産額 239,952.71円 1 株当たり当期純損失 241,309.63円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

(注) 1 株当たり当期純利益金額、当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
当期純利益（千円）	43,112	1,930,477
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	43,112	1,930,477
期中平均株式数	8,000	8,000

（重要な後発事象）

第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
当社は、平成20年 2 月末の法人税等に係る予定納付資金として、平成20年 2 月22日に開催された取締役会の決議に基づき、以下の資金借入を実行しております。 借入先 フォルティス銀行東京支店 借入金額 13億円 信用供与額 20億円 借入条件 金利： 3 ヲ月 円 L I B O R + 0.75% 担保：無担保 借入実行日 平成20年 2 月28日 返済期限 平成21年 2 月27日	-----

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年 6 月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,166,639
未収委託者報酬	360,773
未収運用受託報酬	202,098
未収投資助言報酬	47,787
未収収益	242,068
繰延税金資産	98,074
前払費用	27,861
立替金	26,358
その他流動資産	29,628
流動資産計	2,201,289
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備 * 1	110,322
器具備品 * 1	52,471
有形固定資産計	162,793
無形固定資産	
電話加入権	1,166
ソフトウェア * 1	319
のれん	435,714
無形固定資産計	437,201
投資その他の資産	
長期差入保証金	228,382
投資有価証券	1,092
繰延税金資産	346,457
投資その他の資産計	575,931
固定資産計	1,175,926
資産合計	3,377,216
負債の部	
流動負債	
未払手数料	250,095
未払費用	142,510
関係会社未払金 * 2	46,416
未払法人税等	4,710
未払消費税等 * 3	8,700
預り金	51,427
賞与引当金	106,828
関係会社借入金 * 2	900,000
その他流動負債	13,485
流動負債計	1,524,175
固定負債	
退職給付引当金	39,558

固定負債計	39,558
負債合計	1,563,734
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	355,559
利益剰余金計	355,559
株主資本計	1,813,426
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	55
評価・換算差額等合計	55
純資産合計	1,813,482
負債・純資産合計	3,377,216

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	711,210
運用受託報酬	467,392
投資助言報酬	22,949
その他営業収益	306,107
営業収益計	1,507,660
営業費用	742,289
一般管理費 * 1 , * 2	946,807
営業損失 ()	181,436
営業外収益	40,630
営業外費用 * 2	10,254
経常損失 ()	151,060
特別利益 * 3	46,010
税引前中間純損失 ()	105,050
法人税、住民税及び事業税 * 4	1,145
中間純損失 ()	106,195

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	400,000
当中間会計期間末残高	400,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,057,867
当中間会計期間末残高	1,057,867
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	461,754
当中間会計期間変動額	
中間純損失 ()	106,195
当中間会計期間変動額合計	106,195
当中間会計期間末残高	355,559
株主資本合計	
前期末残高	1,919,621
当中間会計期間変動額	
中間純損失 ()	106,195
当中間会計期間変動額合計	106,195
当中間会計期間末残高	1,813,426
評価・換算差額等	
株式等評価差額金	
前期末残高	-
当中間会計期間変動額	
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額 (純額)	55
当中間会計期間末残高	55
純資産合計	
前期末残高	1,919,621
当中間会計期間変動額	
中間純損失 ()	106,195
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額 (純額)	55
当中間会計期間変動額合計	106,139
当中間会計期間末残高	1,813,482

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 2．固定資産の減価償却の方法 3．引当金の計上基準 4．リース取引の処理方法 5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (1) 有形固定資産 定率法（平成19年 3 月31日以前に取得したものは旧定率法）により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10年～15年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんについては、5 年間の期間均等償却にしております。 (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支払見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 1 月 1 日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	当中間会計期間末 (平成21年6月30日現在)
* 1 固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 21,893千円 器具備品 51,040千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,880千円
* 2 関係会社への債権債務	未払金 46,416千円 短期借入金 900,000千円
* 3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	当中間会計期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 29,244千円 無形固定資産 81千円
* 2 関係会社との取引	諸経費 29,655千円 支払利息 10,041千円
* 3 特別利益の主要項目	過年度組織改編関連費用修正益 46,010千円
* 4 法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税1,145千円は全額住民税均等割額であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	8,000	-	-	8,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日	
1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	
2．オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1 年以内	171,632千円
1 年超	647,911千円
合計	819,544千円

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年 6 月30日現在）

時価のある有価証券

種類	取得原価 （千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
その他有価証券 その他	1,000	1,092	92

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日	
該当事項はありません。	

（持分法損益等関係）

当中間会計期間 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日	
該当事項はありません。	

（ 1 株当たり情報）

当中間会計期間 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日	
1 株当たり純資産額	226,685円25銭
1 株当たり中間純損失	13,274円39銭
（注）1．潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
2．1 株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	106,195千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	106,195千円
期中平均株式数	8,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」とにおいて同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年1月1日より12月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末現在

再委任先：

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3末日現在

「投資顧問会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。

平成21年3末日現在

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	事業の内容 (c)
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年4月30日 有価証券届出書

平成21年4月30日 有価証券報告書(第18期)

平成21年4月 1日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年3月11日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本中小型株オープンの平成20年7月31日から平成21年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本中小型株オープンの平成21年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社（旧社名：コメルツ投信投信顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成19年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年2月28日にフォルティス銀行東京支店より13億円の資金借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月9日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本中小型株オープンの平成21年1月31日から平成21年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本中小型株オープンの平成21年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月27日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年 9月24日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。